

第 27 回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

平成 29 年 1 月 18 日 (月) 13 : 30 ~ 14 : 30

2 開催場所

盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 A

3 出席者

【審議会委員 (敬称略、50 音順)】

生 田 弘 子
石 川 奈 緒
伊 藤 歩 (部会長)
後 藤 均
細 井 洋 行
山 崎 朗 子

【特別委員 (敬称略、50 音順)】

川 口 尚
中 村 仁 (代理 : 鈴木 宏)
渡 邊 泰 也 (代理 : 立 花 義 則)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

環境保全課

総括課長	小野寺 宏 和
環境調整担当課長	八重樫 満
主任主査	菊 池 恭 志
技 師	山 岸 孝 貴
技 師	伊 藤 央 貴

【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課 主任 平 憲 弥

4 議 事

(1) 審議事項

ア 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する
条例施行規則の改正について
(資料 1 により事務局から説明)

○伊藤部会長

ただいま条例の施行規則の改正について御説明がありましたが、質問、御意見などありましたらお願いします。

○伊藤部会長

特にございませんでしょうか。よろしいんでしょうか。

○各委員

ありません。

○伊藤部会長

異議なしとのことですので、事務局案のとおりで決定させていただきます。

(1) 審議事項

イ 生活排水対策重点地域の指定解除について

(資料2により事務局から説明)

○伊藤部会長

ありがとうございます。後川等の水質が改善されたということで、指定地域を解除するという御説明でしたが、御質問や御意見ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○川口特別委員

要件を満たしているので結論そのものにはつきましては全く異存はないのですが、分かりましたら教えていただければと思います。2ページ目の関係河川の真ん中の大堰川について、BODが順調に低く推移している中で、平成26年にちょっと上がっているのですが、これはどういう要因だったのでしょうか。

○事務局

速報値として、平成27年度の値が3.5であり、あくまで途中なのですが平成28年度は3.0ということで、この4.1というのは過去数年の中では比較的高い値ではあると認識しておりますが、要因については把握しておりません。

○川口特別委員

分かりました。

○伊藤部会長

そのほかございますでしょうか。

○石川委員

もし分かれば教えてください。資料2の3枚目の裏ですが、生活排水処理率のところ平成20年度末85.4%とありますが、直近で今どの位まで上がっているのかというデータはお持ちでしょうか。

○事務局

平成 27 年度末で 88.2%というのが最新情報です。

○石川委員

ありがとうございました。

○伊藤部会長

ほかにございませんか。

○各委員

ありません。

○伊藤部会長

それでは他に御意見がないということで、指定を解除することで決定とさせていただきたいと思います。

(1) 審議事項

ウ 平成 29 年度測定計画について

(ア) 公共用水域

(2) 報告事項

ア 平成 27 年度測定結果について

(ア) 公共用水域

(資料 3 - 1、資料 3 - 2 により事務局から説明)

○伊藤部会長

公共用水域の測定結果と計画について説明をいただきましたけれども、御質問、御意見などございましたらお願いします。

○生田委員

砒素についてですが、27 年度は環境基準を超えており、これは温泉の排水によるものということなのですが、ということは、これからもずっとこの辺を推移していくものとお考えでしょうか。また、これに対する対策はないのでしょうか。

○事務局

水質汚濁防止法の特定施設の旅館業者ということになりますので、引き続き指導はしていくものですが、どうしても温泉そのものに含まれている可能性が高いので、劇的に数字が良くなるとは考えにくいのかと思います。本日の追加資料の中でも記載しておりますが、

このような形で以前から推移しているものです。もちろん排水が原因のものについては水質汚濁防止法の排水基準がかかってきますので、こちらの方は何かしら良くなるように引き続き指導をしてまいります。

○生田委員

今後もこのような感じで推移していただろうということですね。

○事務局

環境基準を達成する形にできればとは思いますが、劇的に良くなるとは考えにくい状況です。

○伊藤部会長

特に対策についても今のところは考えていないということですね。

○事務局

そのとおりです。

○伊藤部会長

その辺りで水道の水源に使われているということは特にはないのでしょうか。

○事務局

地図の方では分かりにくくなってはおりますが、このまま流れて行って、湯田ダムに入り、こちらの測定結果ですと、松倉橋よりさらに低い値となっておりますので、影響はないと考えております。

○伊藤部会長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○中村特別委員（代理）

松倉橋の値は記載があるのでしょうか。

○事務局

お配りした資料の表で四角を結んだ折れ線で示しております。

○中村特別委員（代理）

分かりました。

○伊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

○伊藤部会長

それでは、事務局案のとおり決定させていただきます。

(1) 審議事項

ウ 平成 29 年度測定計画について

(イ) 地下水

(2) 報告事項

ア 平成 27 年度測定結果について

(イ) 地下水

(資料 4 - 1、資料 4 - 2 により事務局から説明)

○伊藤部会長

ただいま地下水の測定結果と測定計画について御説明いただきましたが、これについて御質問などありましたらお願いいたします。

○川口特別委員

硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の基準超過が一番多かったという御説明でしたが、想定される原因として、窒素肥料の過剰施用と、畜産廃棄物の処理が適正に行われているのかどうかというところの影響があるかと思えます。この点について、超過が見つかった井戸の周辺の状況から、何かお分かりになるのでしょうか。

○事務局

数が多いので全ての井戸に共通しているかは現段階ではお答えできませんが、田畑に囲まれている井戸も多いので、今おっしゃったような原因も可能性として考えられるかもしれません。

○川口特別委員

超えている井戸の周辺の農業の方に対して、何か指導のようなことをされているのでしょうか。例えば、窒素肥料の施用を控えるとか、畜産であれば廃棄物の処理の適正化といった指導についてはいかがでしょうか。

○事務局

県の要領としては、新たな井戸等で硝酸性窒素等の基準超過が見つかった場合には、農政部局に情報提供することにしております。

○川口特別委員

分かりました。ありがとうございます。

○伊藤部会長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○伊藤部会長

それでは、提案のとおり決定ということにさせていただきます。ありがとうございます。
た。

(1) 審議事項

エ ダイオキシン類に係る調査測定方針及び平成 29 年度ダイオキシン類調査測定計画

(2) 報告事項

ア 平成 27 年度測定結果について

(ウ) ダイオキシン

(資料 5 - 1、資料 5 - 2、資料 5 - 3 により事務局から説明)

○伊藤部会長

ただいまダイオキシンの方針や計画などについて御説明いただきました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

○石川委員

6 年間の計画の間に新たに焼却施設などができた場合には、計画を見直すことになるのでしょうか。

○事務局

そのような場合は、平成 35 年からの 6 年計画に含める可能性もございますが、新規の施設に対して測定をする場合は、改めて部会にお諮りをいたします。また、調査予定だった施設が測定できなくなる場合もございますので、その年度の穴埋めをする形で対象とするケースも考えられます。

○事務局

施設の重要性とか順番とかを兼ね合わせながら、臨機に御相談することになるかと思

ます。

○石川委員
分かりました。

○伊藤部会長
ほかにございませんか。

○伊藤部会長
それでは、事務局から提案いただいた案で決定したいと思います、いかがでしょうか。

○各委員
はい。

○伊藤部会長
ありがとうございます。では、事務局の案で決定させていただきたいと思います。以上4つを審議していただきましたが、これら結果につきましては、2月9日に開催予定の親会議の方で報告することといたします。なお、審議会への部会報告案の作成作業などの事務手続きは、事務局に一任させていただきますので、よろしく申し上げます。それでは次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 報告事項

イ 公共用水域の放射性物質モニタリング結果
(資料6により事務局から説明)

○伊藤部会長
ありがとうございました。ただいま放射性物質のモニタリング結果について説明いただきましたけれども、御質問などございましたらお願いいたします。

○中村特別委員(代理)
別紙の表で検出限界値にばらつきがあるのですが、この理由についてお分かりでしたら教えてください。

○事務局
測定の際、機械の状態などを確認し、計算により下限値を設定するもので、測定する都度、若干下限値が変動することもあり、そのことによる影響かと思えます。

○中村特別委員（代理）

測定する環境などの影響により、その都度、検出限界が変わるということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○中村特別委員（代理）

ありがとうございます。

○伊藤部会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○伊藤部会長

それでは報告事項も終わりました、その他ということで、皆様の方から何か御意見などありましたらお願いしたいと思います。

○生田委員

井戸水についてですが、今回環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンについては、測定をしないのでしょうか。

○事務局

平成29年度の測定計画について、資料4-2の別紙3の7ページを御覧ください。先ほどお話ししたとおり、概ね10kmのメッシュで区切って、4年のローリングで行うものですが、測定用の井戸を新たに選んだ時は、例えば工場ですと処分場があるとか、農村地域であるとか、周辺の状況を見ながらそれに応じた測定項目を選ぶこととなります。御指摘のあった1,4-ジオキサンは、例えば周辺に工場等がある場合、何を使っているか分からない場合もあるため測定項目に含めていますが、今回はその理由で選定した井戸がなかったため、1,4-ジオキサンは来年度の計画に入っていないということになります。

○生田委員

これを使う工場だけではなく、生活排水の関係から1,4-ジオキサンが発生するということはないのでしょうか。

○事務局

全てを把握できているわけではないのですが、水質汚濁防止法の排水ですと、界面活性剤自体を製造する工場が副生成物として生じる可能性があったり、大学で溶媒として使う

こともあったりするので、その施設付近で選定することもあるかと思います。一方で、家庭排水から出るという話については、現時点で把握しておりませんでしたのでお示しできないのですが、分類の考え方に基づいて項目を選んで調査を実施するものです。

○伊藤部会長

P C Bとかほかのものもないのですが、同じ理由ということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。9ページの表を見ていただければと思うのですが、地点番号の右に測定項目分類というアルファベットで記載された欄がございます。こちらが7ページの分類の考え方にあるとおり、Aは工場・処分場周辺ですとか、Bは農地付近などに対応しており、P C B、ジオキサン、クロロエチレン、ほう素、ふっ素などは、Aの理由によって割り振ったものなので、測定地点としてAの分類として選定されない限り、地下水の項目に入っていないということになります。

○伊藤部会長

今後もそのような工場ができない限り、県内では分析しないということでしょうか。

○事務局

その時の状況等に応じて、ローリング調査の関係も踏まえつつ、新たな情報も取り入れながら井戸を選ぶこととなります。

○伊藤部会長

分かりました。ありがとうございます。

○石川委員

地下水についてですが、超過地点のデータが資料にないかと思います。各地点でどれくらい超過したのか、例えば10倍高くなっているのか、100倍なのか、そのようなデータを示していただいた方が見やすいのかと思います。ダイオキシンは出しているのので、地下水についてもデータを出していただければと思います。

○事務局

今の御意見のとおり、数字も含めてお示しできるようにしたいと思います。

○石川委員

砒素のところは、0.01の環境基準値に対して0.033ということで、様子を見ればという

判断につながることもありますので、やはり数値を見たほうがよろしいかと思えます。

○事務局

分かりました。ありがとうございます。

○伊藤部会長

地下水だけでなく、公共用水域の方も濃度を示していただければと思います。

○事務局

分かりました。

○伊藤部会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○伊藤部会長

いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。それでは、事務局から何かございますか。

○事務局

特にございません。

○伊藤部会長

以上で本日の議事を終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。